

第 16 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会
会 議 録

開 会 平成14年12月 3日(火)午後7時

閉 会 平成14年12月 3日(火)午後8時30分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会

第16回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成14年12月3日(火)					
召集の場所	大柿町中央公民館 大集会室					
開会日時及び宣告	平成14年12月3日(火)午後7時			議長	平口 武	
会議録署名委員	濱谷 一 眞			浜西 浩 仁		
委 員 出席 36名 欠席 5名	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	平 口 武		委 員	山 中 孝 博	
	副会長	平 木 重 巳		委 員	西 中 克 弘	
	副会長	大 津 克 彦		委 員	竹 内 成 明	
	副会長	谷 本 英 一		委 員	辻 井 知 明	
	委 員	道 口 昭 信		委 員	濱 谷 一 眞	
	委 員	伊 藤 富 美 雄		委 員	倉 田 政 子	
	委 員	才 野 久 男		委 員	丸 上 達 三	
	委 員	牛 尾 芳 貞		委 員	江 口 昭 三	
	委 員	向 井 忠		委 員	梅 比 良 修	
	委 員	中 下 雅 敏		委 員	田 中 達 美	
	委 員	上 松 利 枝		委 員	平 田 昌 興	
	委 員	橘 隆 信		委 員	佐 々 木 敏 之	
	委 員	津 田 紘 吏		委 員	浜 西 浩 仁	
	委 員	加 藤 軍 一		委 員	万 治 千 代 子	
	委 員	鎌 田 哲 彰		委 員	村 上 浩 司	
	委 員	小 西 俊 明		委 員	青 木 早 苗	
	委 員	平 岡 透		委 員	澤 裕 幸	
	委 員	上 空 雄 二		委 員	上 田 武 弘	
	委 員	丸 新 マサ工		委 員	林 岩 雄	
	委 員	木 葉 登 喜 夫		委 員	原 田 繁 一	
委 員	川 野 保					

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	面迫幸雄	/	オブザーバー	松井晃	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	浜岡禮三	
	顧問	安井耕造	/			
	顧問	沖井修	/			
	顧問	廣津忠雄	/			
合併協議会 事務局	事務局長	出口泰弘	班員	仁城靖雄		
	班員	横手幸三	班員	猪垣英治		
	班員	土手三生				
	班員	平井和則				
	班員	峰崎竜昌				
	班員	前田憲浩				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 顧問あいさつ

4 議題

(1) 協議事項

(2) 会議録署名委員の指名

(3) その他

5 閉 会

会議の経過

横手班長	<p>皆様方には夜分又大変お忙しいところ、本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第16回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり、まず平口合併協議会会長にごあいさつをいただきたいと思っております。それでは平口会長お願いいたします。</p>
平口会長	<p>どなたも昼間お疲れのところこのようにお集まりをいただきまして大変恐縮に存じております。15回の合併協議会が9月26日で行われました。久方ぶりでございますけれども、本日も実り多い会議でありますように心より祈念申し上げたいと存じます。</p> <p>まず、大柿町の江口議長が去る11月29日死去されました。心からご冥福をお祈りいたしますと同時に哀悼の誠を捧げたいとこのように存じます。</p> <p>次に、この12月定例県議会におきまして、合併議案が4件提案される予定と承っております。来年の2月3日の福山市、内海町、新市町の合併。それから3月1日、4月1日にそれぞれ、呉市、下蒲刈町あるいは大崎上島の3町、それから廿日市市、佐伯町、吉和村の合併の4件がそれぞれ提案されるようでございます。本来でございましたら少なくともこの中に江能四町も入っていたと思うわけでございます、そのように思いますと大変残念でございますし、またその経過を考えてみますと誠に熟思たる思いがいたすところでございます。どうぞひとつ先ほど申し上げました実り多い会で終わりますようお願い申し上げます。</p> <p>それからもう一件は、先ほど江能広域商工会連絡協議会より私宛に要請書がまいりました。これを朗読いたしたいと存じます。平成14年12月3日 江能四町合併法定協議会会長 平口武殿 江能広域商工会連絡協議会会長 竹内成明さんからでございます。</p> <p>江能四町の合併に関する要請について</p> <p>江能広域商工会連絡協議会は過去23回にわたり江能地域の広域化への取り組み、合併を進めるため地域問題懇談会を通して提言を続けてまいりました。</p> <p>その結実に向けて江能四町におかれましては平成13年4月</p>

	<p>1日に法定の合併協議会を発足させられ、江能四町の合併問題につき協議を深め実現に向けた取り組みがなされていたところでございます。</p> <p>しかしながら、現状は新聞等が報じておりますように「活動の一時休止」、「合併の枠組みを変更せざるを得ない」、「四町の合併しかあり得ない」などさまざまな見解が示され、足踏みをしている状態であります。</p> <p>現在、地域の経済団体である商工会は、江能地域全体の経済の回復を推し進めているところです。商工業者にとっても合併が進まぬ現状は、江能四町全体の経済に不利益をもたらせようとしております。他に先駆けて江能四町で合併を推進してきた理由を再確認することが必要であると考えます。</p> <p>大同小異はいずれにも存在することであり、枝葉末節にこだわり大筋を誤らないよう江能広域商工会連絡協議会として江能四町の合併を早期に実現すべく要請いたします。</p> <p>といたしまして、沖美町商工会、大柿町商工会、江田島町商工会、能美町商工会のそれぞれの会長の印をいただいたものをお届けいただきました。誠に力強い限りでございます。皆様方におかれましても、この趣旨を十二分に察してご配慮いただきたいとこのように存ずるしだいでございます。以上ごあいさつに代えるしだいでございます。</p>
横 手 班 長	<p>ありがとうございました。なお、本日の会議には在任委員41名中、出席者36名、欠席者5名でございます。よって、協議会規約第10条第1項の規定により、委員の2分の1以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは早速協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めるということになっておりますので、これからの議事、進行は平口会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
平 口 会 長	<p>では、恒例に従いまして、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、協議事項「四町での住民投票の実施要請について」を協議いただきたいと思います。前回の第15回合併協議会において、能美町長さんから、別紙1のとおり「既定の新市の名称『江田島市』で四町が合併することの是非を問う四町の住民投票を、合併協議会に於いて実施して頂きたい」との要請があ</p>

<p>平木副会長</p>	<p>りました。この要請につきましては、それぞれ各町へ持ち帰っていただき、十分ご審議いただきまして、その結果を文書で回答していただくことにしておりました。その回答書が3町から提出されましたので、それぞれの町長さん方から、それぞれ読み上げてご説明いただきたいとこのように存じます。それでは始めに江田島町長さんよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、江田島町としての回答を読ませさせていただきます。</p> <p>能美町の提案事項にかかる回答 去る、平成14年9月26日開催の第15回法定合併協議会において大津能美町長から提案のあった、「既定の新市の名称『江田島市』で四町が合併することの是非を問う四町の住民投票を合併協議会に於いて実施する」ことの要請について、本町では町議会市町村合併問題調査特別委員会の意見及び9会場に亘る住民説明会における住民の意向を慎重に検討した結果、次のとおり回答します。</p> <p>1 能美町長提案の要請については、新市の名称等について、意見の一致を見ていない能美町で実施されるべきであり、現状において合併協議会による四町全体の実施は必要がないものと認めるので、本町としてはこれを受け入れることはできない。</p> <p>2 能美町議会は、法定合併協議会からの「脱会決議」を取り消し、速やかに議会代表委員は法定合併協議会に出席し、能美町長提案の問題も含め今後の審議に参加されることを望む。</p> <p>以上 平成14年11月14日 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会 平口 武様 江田島町長 平木 重己 以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
<p>平口会長</p>	<p>ありがとうございました。次に沖美町長さんお願いいたします。</p>
<p>谷本副会長</p>	<p>能美町長の要請事項に係る回答を申し上げます。</p> <p>平成14年9月26日開催の江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会において、能美町長から要請された「四町の住民投票実施について」を、平成14年10月10日開催の沖美町活性化調査特別委員会で協議したので、つぎのとおり回答します。</p> <p>四町の合意形成ができれば住民投票も必要であるが、一町でもこれに対して反対があり同一歩調がとれない場合は、住民投票は実施すべきではない。</p> <p>江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会 平口 武様</p>

<p>平 口 会 長</p>	<p>平成14年11月19日 沖美町長 谷本 英一</p> <p>はい、ありがとうございました。大柿町は私が読み上げます。能美町長の提案事項に関わる回答でございます。</p> <p>平成14年9月26日付け能第3222号で、能美町長から第15回法定合併協議会に提案のあった、「既定の新市の名称『江田島市』で四町が合併することの是非を問う四町の住民投票を合併協議会に於いて実施する」ことの要請について、本町では町議会合併問題調査特別委員会の意見及び住民説明会での住民の意向を基に検討した結果、次のとおり回答いたします。</p> <p>1 江能四町が合併特例法に基づき法定期限内に合併し、新市として発足することを議会も住民も強く望んでいます。</p> <p>能美町長から提案の住民投票については、法定合併協議会で真摯に論議することが必要であります。そのためには、先ず能美町議会が法定合併協議会からの「脱会決議」を撤回して、法定合併協議会へ出席すること。そのうえで将来に禍根を残さないよう議論を尽くすことを強く望みます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>この席に、大変心配をいただいております県議会議員の河原先生にお出でをいただきました。せっかくの機会でございますので、ひと言ごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
<p>河 原 顧 問</p>	<p>安芸郡から出ております河原でございます。大変重要な会議でございます。ひと言だけ皆さまに申し上げましてごあいさつとさせていただきますが、先ほどお話もございましたが、この協議会は広島県で第一号の協議会でございます。そして、極めて真摯なご論議によりまして江能は一つというその原点が着実に前進をして参りました。しかし、ここに来て色々な問題で、委員の皆様方、関係者の皆様方のご労苦も私は極めて大きいものがあると思っておりますが、どうぞ、最初に掲げました江能は一つという原点に立ち返りまして、大変な困難もございましたけれども、どうぞ、十分にご討議をいただきまして、実りのある結論を出していただきますように、私ども県議会の立場から極めて大きな関心を持っております。ご苦労さまでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。ご丁寧なごあいさつありがとうございました。</p>

	<p>先ほど、私が申し上げましたので、三町の意見が出たわけですが、3人の町長さん方で追加してお話しすることがございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。</p> <p>この問題につきましては、誤解とかその他がないように文書でご提出をいただいておりますので、これに付け加えることはないようでございますが、この趣旨について、何かご意見等ございましたら、お伺いしたらどうかと思います。遠慮なく手を挙げてお話しください。マイクを回します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>ないようでございますが、後ほどでもよろしゅうございます。何かありましたら手を挙げてご発言をいただきたいと存じます。ただいま報告いたしました三町の意見を総合いたしますと、一つには、能美町議会において脱会決議を撤回してこの場へ出ていただくということ。そして、その席で真摯に論議を尽くそうということ。もう一つは、ご提案のこのことについては、一番論点のある能美町自体で住民投票をされるべきであるというご意見で、他の町が住民投票をすることではないと、いうことに尽きるであろうと思います。このことについて、能美町長さんの方から、ご意見なりお考えを伺いたいと存じます。</p>
大津副会長	<p>ちょっと要領を得ないのですが、意見、考えというものは先ほど会長からありましたように、四町の住民投票実施についての要請をお願いさせていただいたわけですが、三町ともそれは出来ないということに対する、考え、意見ということですか。</p>
平口会長	<p>それぞれ、ニュアンスは違っておりますが、江田島町さんにおいては能美町で住民投票をするべきであるということ。そして、法定協議会に早く正規な姿で戻ってほしいということ。大柿町も、今申し上げました江田島町の後段の法定協議会で、俗に言う土俵の上に上がって真摯な討議をまずすることが、先決であるということ。そして、沖美町さんは一町でも反対があったらこれは出来ないことなので、そのように考えているということ。</p>
大津副会長	<p>それで、能美町から9月26日に要請をさせていただいたら、各町から会長宛の回答は朗読したとおり、ノーと言うことでございます。先ほど会長の方が各委員さんに、ご質問はと言うと、</p>

	<p>誰も委員さん発言がありませんが、この法定協議会としては、先ほどの三町の町長の回答をどのようなことで受けるのか、それを聞かなくても能美町が、能美町としたら四町の住民投票をお願いしたもので、ノーと言われたら、それに対する能美町の意味を申し述べと言うのなら申し述べさせていただきますが、それまでに、先ほどありました三町の町長の各町の回答については、委員の皆さまはこのままでいいのか。そこらは、いいのですか。</p>
平口会長	<p>委員の皆さまに先ほどご質問したわけですがけれども、今のところでは、ご質問が出なかったわけです。</p>
大津副会長	<p>ということは、三町の各回答に対してそれで了承をされたということですか。その点はどうですか。</p>
平口会長	<p>もう一度、聞いてみましょうか。何かご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。 はい。</p>
田中委員	<p>話が行き詰まっているというのですか、この文面の中味を良く見てもらったら分かると思いますけれど、私は、大柿町の委員ですから大柿町の立場のことを説明いたしますけれど、能美町の議会の委員さんに法定協議会へ戻って来てほしいということを書いていると思うのです。その場で、この問題も住民投票のことも含めて真摯に協議をしようではないかという回答になっていると思うのですが、大津町長さん、大柿町が回答している中味についてどう思われますか。その文書に書いておるとおりと理解していただければ。また、能美町の議会が脱会を撤回して法定協議会へ戻って席に着いていただければ、また、この問題を今回は町長さん一人の名前で提案されました。もし今度、能美町の議会が法定協議会に戻っていただいて、例えば、議会と町長さんの連名で、再度、例えば住民投票を考えてみてもらえないかということになれば、また、それはそのときに真摯に考えて、皆さんで、法定協議会で協議をしなければいけない問題だと私は思います。大柿の回答の中には、これは町長さんが作った回答ですが、当然、議会の意見もこれに反映されています。ですから、この文面のおりと理解していただければ分かると思います。だから、はっきりと言って、してもいいよ、しなくてもいいよ。しなくてもいいよというのは、江田島町さん</p>

	<p>がしないということですから、事実上は、これは誰がどう言っても出来ない話なので、沖美町さんの回答も江田島町さんがしないのだから、やりようがつかないじゃないか、だから我々もしないという回答で、この文面というものは、非常に微妙な文面になっていると思います。大柿町の場合は、この文面のとおり理解していただいて結構じゃないかと思います。</p> <p>もう一つ、はっきりと言っておきますけれど、能美町長さんから住民投票してもらえないかという要請が文書でありました。ところが、その後、能美町の議員さん達の中には、何名かの方は、あれは、町長が勝手に出したことなので我々は感知しない、知らないことだというような話がありました。そういうことがありますので、どうしても、大柿の議会の意見としては、能美町の議会が法定協議会へ戻ってもらわない限りには、例えば今回住民投票をしましても、能美の議会が法定協議会へ戻っていない限りには、それは、我々知らない、町長が勝手にやったことであると言われても、どうにもならないという意見があったことを付け加えておきます。</p>
大津副会長	<p>今後のことですが、会長の方への要請文につきましては、能美町長の要請でございまして、その後段の方をご覧いただければ分かると思いますが、今、うちの議員にそんなことを言う人がおられるとは思いませんが、「そのことが実施していただけるならば、能美町議会はそのことを諒とし、四町住民投票の結果に従い、その後の合併協議会の活動に参画するよう能美町長の全責任で了解を得るものであります」と私の思いを書かせていただいております。</p>
平口会長	<p>他にご意見ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
津田委員	<p>一応、各意見も出たようなので、大津町長、能美町としてのまた町長としての意見を発表されたいかがですか。</p>
大津副会長	<p>能美町の意味は、本日、申し述べさせていただこうと思っているわけですが、先ほどありましたように、四町の住民投票実施について、内容は違いますが各三町とも四町の住民投票は出来ないという回答のように思うわけです。それを本協議会の会長の方で、このままでも、もう良しとするものか。それで良いということになりますと私の意思を申し述べさせていただきます。</p>

平口会長	<p>すが。</p> <p>先ほど、大柿町から発言がありましたように、大柿町では、その文面に書いてあるとおりでございます。まず、能美町がこの土俵へ上がって正規に審議をしていくということをもとに要請しているわけでございます。今、大津町長さんが言われるように、他の三町が拒否をしておるということにはならないと思っております。ですが、反面、一町でも反対があれば出来ないのは当然でございますので、これもまたやむを得ないことであろうかと思っております。といたしますと、いずれにしましても、正規な法定協議会でもう一度、熱心に検討を重ねるということが、まず大事であろうかと思っております。そのためには、本日は議長さん以下、議員さんご出席のようでございますが、議会の法定協議会を脱会された決議は取り消されたわけでございますか。そこらはどうなのですか。</p>
津田委員	<p>いいえ、取り消してはおりません。</p>
平口会長	<p>それでは、私達が念願としている法定協議会へ、まず出てほしいということは、それは聞いてもらえないわけですか。</p>
津田委員	<p>今日、出て来させていただいたのは、過去2回にわたりまして欠席いたしました。と言いますのは、議会といたしましては、脱会の決議をしているというところでございます。これは、我々議会が脱会をしているのであって、今まで片肺飛行といいますが、町長の執行部の方は、こちらへ出させていただいて、色々な話を進めてきたと思っております。その中で、今日は各三町に色々な打診をいたしました結果が出るということで、我々として、これは本当に町長が我々議会に対して、これだけ譲歩していただいたら撤回を解いて、元のようにやってくれるかという打診がございましたので、議会もそのことを、それが出来るならば、ひとつ大いに前進しましょうということのお話をいたしました。その結果が、一応、四町の住民投票を行っていただきたい。これは、四町が合併するのですから、四町の方へすべて同じように聞いたのが良かろうということの案だと思います。そして、今日、来させていただいたのは、各三町から、我々に対する否定的な意見が出ております。それで、我々として、執行部も議会も色々なことを踏まえて、協議をいたしました。その結果を、今日、町長が発表されると思</p>

	<p>います。そして、これが進展するものか、もしかしたら最悪な状態になるかも分かりません。そう思いまして、もし万が一そのようなことになった場合は、本当に初めのときは出席して、後はそのままということは、非常に心外に思いますので、とにかく今日は1回出て行って、こちらの意見もはっきりと聞いていただきたいということで出てきました。よって、脱会を解消したわけではございません。以上でございます。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>お気持ちはよく分かりましたが、私どもが一番懸念しておりますのは、先ほど、田中委員からお話がありましたように、佐伯郡の議長会の研修会の席だったと思っておりますが、おたくの議員さんから、あれは町長が勝手に出したことよ、わしらは知らんというようなお話があったわけです。私は直接聞かないのですが、うちの議員が何人も聞いているわけでありまして。といたしますと、せっかく決まったものが、都合が悪い時は、あれは町長が勝手にやったことよ、議会は知らんのよと。ということになったのでは、私どもも心外でございます。ですから、何度も申し上げますように正式に法定協議会へ出ていただいて、そこで真剣に討議をするということが、まず前提であろうと、このように思うのでございまして、そこらの意のあるところを、十分おくみとりをいただきたいとこのように思います。</p>
<p>大 津 副 会 長</p>	<p>会長、能美町の意味を申し述べましょうか。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>そうですね。そのほうがいいでしょうね。 ちょっと待ってください。はい、どうぞ。</p>
<p>田 中 委 員</p>	<p>住民投票をするということは、はっきりと言いまして、これは最終的な意思決定であろうと思っております。これは、仮に住民投票をした場合には、これは、四町の議会も町長さん方も法定協議会の各委員さんも、これには、ほぼ従わざるを得ないであろうと思っております。その大事な投票を、今の状態ですと、先ほど片肺という言葉がでましたが、能美町の議会が法定協議会へ出ずに外にいたまま、これを仮に実施した場合、これを有効として認めますか。もう一つは、それであったら、住民投票をして仮に今のままでいいじゃないか、今のままで合併しようという結論が多かったとしても、能美町の議員さんは外へ出たままです。はっきりと言ったら土俵の外にいて、あれは勝手に法定協議会がしたことで、我々は知らないと言ったら、それは、そのまま</p>

	<p>になります。だから、これを実施するためにも、能美町の委員さんは、ここの席にちゃんと着いて、まじめに議論してください。これだけの大勢の人が集まって、たくさんのお金と暇を使って、しているのですから、この場でちゃんと行ってください。住民投票をすればと言ったら、これは最終的な意思決定ですから、誰がどうこうということは出来ませんよ。住民投票をしてから、その住民投票を覆すということは、よほどのことがない限り、出来ませんよ。それを、議員さんは外にいて、これをしたら、我々は戻るというような、こんなばかげた話がありますか。そんな理屈はいらないでしょう。戻るだけならそんなに難しい理由はないでしょう。ここに元々いるのですから。我々が戻ると一言言えば済む話ではないですか。この大事な住民投票をしなければ戻れないという話がどこにありますか。</p>
平口会長	はい、どうぞ。
津田委員	<p>誤解があってはいけませんので、もう一度、言っておきます。住民投票を行って云々というのではなく、住民投票を行うということを、このまな板の上に上げて実施しましょうと。その内容については、我々は出て来て、色々な検討をしますということでございますので、今、田中委員が言われましたように、住民投票をやった、結果に従うということでございます。</p>
田中委員	<p>中身について話し合うというのなら、ちゃんとここに出て来てくださいよ。出て来て、そのことが四町でちゃんと受け入れられる条件ならしますよ。外にいて、ちゃんとした条件が、受け入れられなかったら出来ませんよ。今のままのように、外におられたままでは、やれといってもやりようが見つからないでしょう。今までもそうでしょう。我々は法定協議会に参加していないのだから、我々は脱会しているのだから出席しないと言ってしないのですから。もし、仮に、大津町長さんが、がんばって残りの建設計画もちゃんと決めて、市役所の位置とか色々なことが全部決まりましたと、能美の議会だけ外にずっといて、全部、仮に決めたとしますよ。それで、最後に、いいです。いいです。とちゃんと認めますか。それでも。それなら、外にいて、大事なことをみな決めていっても、最後に従いますというなら。大津町長さんが参加して決めたことを従いますというのなら、我々は大津町長さんをお願いしますよ。大津町長さんどうしても出てきてくださいと言って。あなたらはそうでないでしょう。</p>

	<p>私らは外に出ているのだから、私らは知らないと言っているでしょう。だから住民投票も出来ないのですよ。住民投票をするのならここに出て来てくださいよ。ここに。そんな変な理屈をつけないでください。</p>
梅比良委員	<p>脱会を解く気があるのかないのかを、一つお伺いします。</p>
大津副会長	<p>今、能美町からの四町の住民投票ということの回答についての質問があったわけですが、今、うちの議会と委員会のやりとりの場でもないと思いますので、それでは、私の能美町としての意思を述べさせていただいてよろしゅうございますか。</p>
平口会長	<p>ちょっと待ってください。 それは、私どもが最初から願っている正規な法定協議会の場で、能美町の正規なご意見を伺いたいとこのように思います。そうでないとまた何でしょう。 はいどうぞ。</p>
鎌田委員	<p>失礼します。能美町の議員ですけれども、先ほど、田中委員が言われるような、能美町の議会から、あれは町長が勝手に出したことだとか、何とかということ、どなたが言われたのか我々には全く想像がつかない話ですけれども、昨日も全員協議会等々開きまして、その前から、この町長提案の住民投票を実施するというので、最大の譲歩と、また、これは我々にとっても大きなリスクを伴うわけです。と言いますのも、脱退決議をしているわけですから、それでも、なお町長提案の四町の民意を問おうじゃないかという。それで、それをしていただければ、勿論、我々も、先ほど町長が説明しましたように、そのことを諒とし、四町住民投票の結果に従い、その後の合併協議会の活動に参画するよう能美町長の全責任で了解を得るものであります。と明言している訳です。文書として。それをまた、色々な能美町の議員がああ言った、こう言ったと、それも外のことです。もしそれが本当であるかどうかは、確かめればいいじゃないですか。私らとか議長さんとか。その方々に、能美町は町長が勝手に出したことかという。なぜその確かめをされないのですか。それは議員の中に、全部の方が納得されずに、そういう方がおられるかもしれませんよ。でも、これは特別委員会として、今は全員協議会、それまでは特別委員会として、すべて話し合いをもとに、ただ2、3の議員が勝手に物事を進</p>

	<p>めているとか、噂であるとか直接も聞きますけれども、2、3の議員で物事が決まるのですか。何人か知りませんが、そうした能美町の議員があれば町長が勝手にしたことよと言うことを間に受けて、それが全て議員に振りかかってくるのですか。私は、こういうことを言いたいのです。全て、能美町の誰か少数が言ったものが、全て能美町の業になって、今もそうでしょう。失礼します。</p>
伊藤委員	<p>全部、あなたらは、後になっての屁理屈なの。それなら、今まで、全部、色々な要望、大津町長さんと議長さんの名前で、要請文を出された。何でこれだけ出せなかったの。議長さんの名前があれば、それこそあなたが言わなくても、一目瞭然じゃないですか。そこを田中さんは言うわけです。議長さんの名前があれば、そうかという話にもなるじゃないですか。あなたは後になって屁理屈を出すのです。</p>
平口会長	<p>梅比良さんの分については。</p>
津田委員	<p>ですから、ここにも書いておりますように四町で住民投票をするということを、ひとつ皆さんで決定していただいたら、即刻、それを解いて、ここへ出て来て、また、皆さんと一緒に論議をしたいと思っております。</p>
田中委員	<p>どうして、あなたらが脱会の決議を取り消すことに最終的に結論ですよ。何度も言うようですが、住民投票をするということは。その大事なことを人質にとって、あなたらは自分達が法定協議会に戻るためだけに、住民投票をしなさいということを書いてはいけません。長いこと休んでいて、すまなかったと、戻るから、また一緒に話をしましょうと言えば済むことでしょう。そう難しいことを言わずに。住民投票をするというのは、最終的なことです。どこでも、そうです皆が集まって協議してなかなか決定が出来ないから最後に住民に判断を委ねるといことでしょう。住民投票ということは。あなたらは、自分達が法定協議会に戻るか戻らないかというそのために、この住民投票をと、ずっと言っている。そんな大事なことを、あなたらが法定協に戻るか戻らないかのためだけに出来ると思いますか。そんなことは出来ないでしょう。能美の議長さん。だから、私が何度も言っているでしょう。法定協へ戻って、その場で、もう一度話をしましょうと言っているでしょう。それを</p>

大津副会長	<p>あなたは住民投票しなければ戻れない、法定協議会へ戻れないと。そんな理由は通らないですよ。それは詭弁です。</p> <p>ちょっとすみません。私の方から。今、話が見えにくくなりつつあるということは、私は、能美町議会の脱退決議を解いてもらうために四町の住民投票をと、平口会長の方へお願いした訳ではないのです。四町の住民投票をお願いするということは、この江能の四つの町が住民の意思を反映して、四つの町が一つになることが、全て住民の意思に判断に委ねて民意を反映して、投票していただくというための要請でございましたので、それを要請するからうちの議会が脱退決議を解いて、戻るとかということが前面には出ていませんので。</p>
田中委員	<p>議員さん方は、これをしたら戻ってもいいですよと書いているのではないですか。町長さんの気持ちは、ここで四町の民意を問うてみようじゃないかというお気持ちだと思いますけれど。先ほどから、鎌田委員さんも津田委員さんも盛んにそういうことを言います。言っているでしょう。これをしてくれたら、我々は帰るといいうい方をしているでしょう。皆さんにも、傍聴の人にでも聞いてみてくださいよ。どういう発言であったか。</p>
平口会長	<p>しばらく休憩いたします。</p> <p><休憩10分></p>
平口会長	<p>では、休憩を解いて再開いたします。ご意見がございましたら。はい、どうぞ。</p>
才野委員	<p>江田島町としては、能美町の要請に対する回答書が出ているとおりでございますので、そのことをご報告いたします。</p>
平木副会長	<p>私の思いを言わせていただきます。能美町の議会の皆さんが脱会決議を解いて、この席に是非ひとつ戻ってほしいということは、先ほど私が申し上げました回答の中にはっきり謳ってございます。そのとおりでございます。先ほどから、色々な論議があります。その趣旨は、まずはこの合併協の席に戻っていただきたいということが、第一議ではないかという趣旨ではないかと思えます。私も回答書にあるとおり、全くその意見でございます。私というよりか、これは江田島町としての思いで</p>

あります。次に、この際、申し上げておきたいのですが、やはり、第一点でご指摘しておりますけれども、私は、住民投票は能美町さんでおやりになるのが筋であるという、江田島町民の大多数の意見を踏まえて、この際、はっきりさせていただきたい。今日、商工会の連合会から要望書をいただきました。能美町の商工会の皆さんもその中にちゃんと加わっていらっしゃる。一方、能美町の議会では脱会決議までされて、その結果としては、町長さんの方から合併協の活動を休止してもらいたいというところまで、事態が深刻になってきておるわけです。能美町の住民の大方の皆さんの民意が、世論がどこにあるのか。私は、是非それが知りたいと思います。そういう意味で、政治生命を賭けて、この四町の合併を推進するのだと、はっきりと言明されている町長さん。片や脱会決議までされてどうしても戻って来られない能美町議会の現状。今日いただいたああいった要望書等を踏まえまして、是非ひとつここでけじめをはっきり付けていただければ、私は大変ありがたいのと、それが現状でのあるべき筋の通った姿ではなかろうかと、このように私は思いますので、あえて申し上げます。

大津副会長

それでは、能美町の意味を申し述べさせていただきます。これは、能美町長と能美町議会議長連名での思いの意思でございますので、よろしく願いいたします。座らせて、申し述べさせていただきます。

平成14年9月26日付での能美町長からの「四町の住民投票実施について」の要請が、他の三町長から同意されず、法定協議会として四町全体での住民投票は不可能である内容の回答が、この度、協議会会長へ提出されました。

このことは、四町合併しての新市発足への動きを完全に封じるものとして、まことに無念な思いが一杯で怒りすら覚えるものであります。

そもそも、能美町からの、「新市名称『江田島市』での合併の是非」を四町全住民に問うことの提案は、不信感・対立感の蔓延するなかで、合併への動きが全く頓挫した状況を打破せんが為のものであります。

合併協停滞の因は、第8回協議会での、新市名称の決定が、余りにも結論を急ぎ住民の思いや動向に一顧だにしない雰囲気なかで進められたことへの不審の念を、能美町から表明したことに端を発しております。

即ち、当日の会議で、新市名決定への方法や手順を協議のな

かで決めて投票としたことは、会議進行のあり方としては確かに筋は通っている。しかし、投票に至るまでに、新市名の意義や候補市名個々についての意見や思いを交わしての協議は一切されていない。当日の協議会会場での、能美町の代表委員2人の発言も、まさにこのことに時間を割いて、審議を尽くすべきだというものでありました。そうやって、住民個々の思いや願いを表明し合い論議したうえでの投票結果ならば、自ずと説得力もある筈です。

そうした不審の念や・不信感は、ひとり能美町のみならず、他の三町の住民の間にも当然のこととして大なり小なり存在することは否めない状況であります。

『四町住民による投票』はこうした事情を勘案して、現時点で、あらためて四町全体の住民の思いを表明する場を持って、その総意を汲みながら確かな合併への歩みを進めたいとして要請したものでありました。したがって、『四町挙げての住民投票実施』が決定され次第、能美町議会は「合併協脱退決議」を廃棄し、協議会に参画し新生市発足へ向けて尽力するとしていたものです。

このことを提起するに当たって、四町全体での投票結果は、「江田島市の名称で合併」を可とするものが過半数であろうことを予測する時、能美町長や能美町議会にとっては非常に厳しい事態をもたらすであろうことは明らかでありました。しかしながら、第8回の協議会への不信感を表明した最初の時点から、「江田島市の名称」そのものへの不満ではなく、決定に至る審議過程で住民の意思への配慮をした審議がなされなかったことを問題としたものであり、四町での合併を必須課題とする以上は、この段階で新市となる全地域の住民意思を問うという方法がとられるならば、当然のこととしてこれに従うべきとの能美町としての意志を表明したものでありました。

他の三町におかれては、この能美町の要請を一応受け入れ、各町での説明懇談会や議会議員による協議を重ねるなど手を尽くされた経緯は新聞報道などを通じて承知しているところであります。

その間にあって、住民懇談会で、「島民の意見を反映しているのか」「旧町名使用の問題点への配慮は?」「市名にこだわるのは如何?」「法定協の進め方の問題はなかった?」「一步譲って合併を第一に考えるべき」「四町住民投票をして早く決着を」等の意見の出されていることとか、一町では「町議会議員の賛否はフィフティ：フィフティ」などの記事を目にして来ました。

そうした中で、各町におかれては、意見として表明される数は少なくとも、住民意思のあり様に配慮されて、最終的には住民投票実施が決定され、新市誕生へ向かっての動きが力強く再開できるものとの期待感をもって見守っていた次第です。それだけに、今般の三町長から、結果として「住民投票拒否」の決定回答がなされたことは無念の一語に尽きるものであります。

尚また、この決定に至った理由として、或いは、その決定に至る間に、次のような言葉が表明されていることは、四町合併を真に願い、住民間の不信・対立の状況を少しでも解消して心を通じ合わせて新市発足へと向かおうとする意志や意欲が本当にあるのか、と疑わざるを得ないものであります。

例えば、

「四町合併は能美町の対応にかかっている。同町だけで住民の意志を問うのが筋」

能美町住民の意志は決めているからこそその能美町議会の脱退決議でした。それを敢えて、能美町住民だけで実施しろということは、能美町は、住民の意志として、「四町合併からの脱退を正式に表明せよ」というに等しいわけで、こうした発言は、既に能美町を切ったとの意志表明と受け止めざるを得ないものがあります。

「投票実施には余分な経費・時間を費やす」

現時点で、新市誕生という一大事業に、個々の住民が主体的に参画し、意思表示をし合併への関心や機運を盛り上げる機会をもつことを余分なこととは考えません。

「能美町議会が投票結果に従う保証はない」

能美町長・能美町議会を冒瀆するも甚だしいものであります。それ程の不信感を表明するなかで、合併後には意思疎通を図り明るいまちづくりが可能でしょうか。

「三町というのは何も問題ない」とか、「三町先行合併を」「二町、三町でもできるところから合併を」「現在の枠組みを変えざるを得ない」等。

四町での合併にこそ意義があるとして、そのことを大前提として事を運ぼうとするときに、絶対に口にすべきではなからう。本心から「良い地域づくりのために、四町での合併を」と言っているのか、その真意が疑われると言わざるを得ません。

「来春には（三つの町で）選挙がある」「町長が代わる。議員も代わって、この合併に賛成かどうかということは保証できないわけで・・・」

合併・新市発足というこの大事業が、そのような不安定な（住

民から支持されているという自信の無い)状態で良いのでしょうか。次代に絶対の責任の持てる計画でもって、四町住民がこぞ誇れる新市を目指している自覚が必要であると考えます。

能美町からの、第8回協議会の新市名称決定の白紙撤回要請への回答文書の中に、「段階を踏みながら、協議・確認を重ね、「新市の名称」の決定につきましても協議を行った結果、無記名投票で決定」したけれども、「合併協議が3か月余りも進んでいないということについては、協議会としても反省すべき結果となった、との認識を全員が持つべき」として、「今後の協議会の運営につきましても、多少の時間がかかっても十分論議を尽くすことに配慮し、取り組みを進めていきます」とありました。

しかし、「協議・確認を重ね」とあるが、新市名決定の方法・手順について諮っただけで、新市の名称自体についての本質的なことが話し合われた跡は会議録のどこにも見られません。

普通、新生児の名前を考える場合でも、その名にどういう思いや願いを託そうとするのか、から考えるものです。

市名も当然のことながら、新市への期待感や展望を表明するもの、地域の自然・歴史・文化などその特性をうかがわせる個性的なものとか、狙いを明確にし、更には、現存する地名などの扱い・表記文字の扱い等基本的なことに関わって討議を尽くした後、決定に至る方法や手順が協議されるのが至当でしょう。そのうえで、候補名称が出揃った時点では、個々の名称について、定めた基本線に即して十分比較・検討して、投票で決するのはその最後の段階であると考えます。このような会議運営を通して住民意思も加味されていくものであります。

こうした観点に立ってみる時、上記「回答文書」中のみならず、その後にあっても「法定協は民主的に運営された。新市名決定に当たっても手続きに問題はない」と発言されているが、まことに空虚な響きがすると言わざるを得ません。住民一人一人の意思を明らかにし、あるべき姿を追求しようとする場が皆無であるのに「民主的」とは決して言えないと考えます。

以上、現段階までの経緯をたどる時、こうした発言が、各町の責任ある立場からのものであったことは、まことに重大であります。

四町合併でこそ意義があるのだとしながら、極論すれば「問題は能美町にある。能美町が合併への鍵である」として能美町だけに責任有りとする論が拡散されております。百歩譲って、例え能美町に問題ありとして、その問題ある能美町を抱えた新

市誕生の暁にはどうするのか。「問題ある能美町」は即「新市の問題」の筈であります。本気で四町合併を目指す立場を堅持するのであれば、その能美町の問題は、各町共どもに自らの直面する課題として認識するのが至当でありましょう。

確かに、法定協の運営・協議のあり方に対して、新市名称決定を機に問題提起したのは能美町からでした。そして、その問題提起が時期を失っていたかも知れないことも事実であり、さらに又、その責任は能美町を代表して法定協に臨んだ者の責任であることも否定はしません。しかし、例え、その時期を失っていたとしても尚修復可能な時点でありましたし、また、能美町からの「第8回新市名称の決定の白紙撤回の要請」についても「協議会として反省すべき」との回答もなされておりました。しかるに、その能美町からの要請なり、問題提起を敢えて曲解し、能美町への非難中傷・責任転嫁に論調を転化し、不信感や対立感情を激化させ、四町住民の総意を問うという動きで合併協議会の活動を前進させようとするこの度の提案を否定し、あらためて四町合併への責任を能美町で取れとする回答は、この度の四町での法定合併協議会に終止符を打とうとするものと受け止めざるを得ません。

以上、能美町としての意志を申し述べさせていただきます。

平成14年12月3日 能美町長 大津克彦 能美町議会議長
津田紘吏

以上でございます。

平 口 会 長

長いご意見でなかなか納得しにくいところもあるわけですが、私の方から、2、3申し上げたいことがございます。新市の名称の決定にいたる経緯でございますけれども、これは、皆さんご承知のように、小委員会で公募の形でやろうと。そして、一つは指名した名前、一つは無記名で公募を始めたわけでございます。一つの市名で固有名詞が決まったのは、各町から申し出のあった江田島市と南広島市のどちらかへ応募する。それ以外の人は無記名の欄へ記入していただくということで、去年の9月3日から始まったわけでございます。そして、その集まった候補名を小委員会で一人の委員が10個ずつ、これは票数に関わりなく、もっともふさわしいとする名前を10個ずつ選んで、そして最終的には小委員会でそれを5個にしたわけでございます。その5個にした時点で、小委員会はこの法定協議会へ挙げたのでございます。法定協議会でこの5個の中から、新しい市の名前を決めようということであったわけございま

す。今、お話の中で、何ら協議がなされなかった。真剣な何があったということでございますけれども、皆さん、振り返ってあの当時を考えてみてください。委員の皆さんの中から、能美町のお二方の意見があっただけで、他の何方からも意見らしき意見は全然でなかったのでございます。あえて言いますが、大津町長さんからも津田議長さんからも出なかったわけです。もう少し前にさかのぼっていきますと、小委員会、確か6回だったと思いますが、開かれましたが、その小委員会の中でも、大津町長さん、津田議長さんのこうしなさい、こうしようという意見はさらさらなかった。そうしたことがなかったから議事録にも載っていないわけでございます。そして、法定協議会へ挙げた時でも審議をしないと申しますが、皆さんから何ら発言がなかったのでございます。発言のないものを審議のしようはないわけございまして、それで、最終的に無記名投票ということになったわけでございます。ですから私は、審議の過程で瑕疵も非違もないということ、いつも申し上げているわけでございます。それから、もう一つ。大津町長さんの今のお話の中で、他の三町を誹謗されましたけれども、能美町の2回にわたる住民説明会の中での皆さんの他の三町に対する批判ぶりはいかがなかったか。私は他から聞きましたけれども、それは聞くに堪えない。また大柿町としても憤慨に堪えないようなことが堂々と言われていたではありませんか。そのように、他を批判して、そして他の意見を聞かないで純粹培養して他の三町が悪い。大きな江田島や大柿が悪い。それらに押し付けられるということしか言わないで、純粹培養して、そして、能美町の住民の人に悪いことばかりを宣伝して、回っているという事実もあるわけございまして、そうしたことを言わないで、一方的に三町を誹謗するのは、これもまた、そのままその言葉をお返ししたいと思うわけでございます。私から先に申し上げて失礼ですけれども、他にも色々な意見があろうかと思えますけれどもどうでしょうか。ですが、要は一番肝心なことは、能美町長さんも触れられましたように四町の合併を実現さすということではないかと思えます。今のままでまいりますとまさにお互いに足を引っ張り合いこして、非をあばきあって、何ら得るところはないのではないかと思えます。合併の重要性はもっともっと大変なものがあるかと思うのでございまして、まさに私達の時代だけではなく、孫子の時代までに禍根を残すようなことはしたくないのでございます。そのようなことをしたのでは、子供や孫に笑われることになろうかと思えます。是非、

閉 会	<p>そうした気持ちで、今後とも対処したいと存じます。それにつきましても、ただいまの能美町さんのご意見を十二分に検討させていただきたいと思っておりますので、その原稿をお渡しさせていただきたいと存じます。他の三町におきまして、これを十二分に検討させていただきまして、また、ご意見を申し上げたいとこのように存じます。また、そうしたことで近々のうちに法定協議会を開きたいと存じます。その際には、是非、能美町の議会からも脱会決議を解いていただいて、正規な場としてご出席をいただきたいとこのように希望をいたしたいと存じます。</p> <p>他にご意見もございましょうけれども、だいぶん白熱してまいりましたので、ここらで本日の会議は閉じたいと存じます。</p> <p>会議録の署名委員の指名を申し上げます。恒例によりまして、私から申し上げたいと存じます。いつも申し上げますように学識経験者の委員の中から、順番でお願いを申し上げたいと存じます。沖美町の濱谷一眞委員、大柿町の浜西浩仁委員のお二人にお願いを申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はこれをもちまして終了いたしたいと存じます。どなたもご苦労様でございました。ありがとうございました。</p>
--------	--

以上、第16回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成14年12月 9日

委 員 濱 谷 一 眞

委 員 浜 西 浩 仁